わがかがわイベント関連用具等貸出事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、わがかがわ観光推進協議会の推進に当たり、わがかがわ観光推進協議会(以下「協議会」という。)が協議会の目的に資するために行うイベント関連用具等貸出事業(以下「貸出事業」という。)の実施に必要な事項について定める。

(使用目的)

第2条 イベント関連用具等(以下「貸出用具」という。)の貸出を受ける者(以下「使用者」という。)は、協議会の目的に沿ってこれを使用するものとする。

(貸出対象)

- 第3条 貸出用具の貸出を受けることのできるイベントは、次に掲げるイベントとする。
 - (1) 協議会を組織する者が所属する団体及び協議会の協賛会員が参画するイベント
 - (2) 第1号に掲げる団体を除く香川県内の市町等が参画するイベント
 - (3) その他協議会会長が特に認めたイベント

(貸出用具)

- 第4条 貸出用具は、次に掲げるものとする。
 - (1) わがかがわのぼり (青色10本,白色10本)
 - (2) しんせつ青鬼くんきぐるみ(2体)
 - (3) わがかがわはっぴ (50着)

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、使用者が行うイベントの開催期間及び準備期間とする。

(貸出料)

第6条 貸出用具の貸出料は、無償とする。

(経費の負担)

第7条 使用者は、貸出用具の運搬、設置、運営、撤去、各種保険等貸出物件の使用に伴い要する経費を負担する。

(貸出の手続等)

- 第8条 貸出用具の貸出を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ協議会会長(以下「会長」という。)にわがかがわイベント関連用具等使用申請書(第1号様式)を提出しなければならない。
- 2 会長は、貸出用具を貸出することを承認したときは、使用申請者にわがかがわイベント関連用具等使用承認書(第2号様式)により、貸出を承認した旨を通知するものとする。

(善良管理義務)

第9条 使用者は、貸出用具の使用に当たっては、善良な管理者としての注意をもって維持管理しなければならない。

(管理責任)

第10条 使用者は、貸出用具の使用に当たっては、安全性の確保を図るとともに、貸出物件の管理責任はすべて負うものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、貸出物件を第三者に転貸又は譲渡してはならない。 (使用上の損傷等)

第12条 使用者は、その責に帰すべき事由により貸出物件を滅失、又はき損した場合は、 使用者の責任において原形に回復しなければならない。

附則

この要領は、平成元年7月26日から施行する。 附則

この要領は、令和6年7月16日から施行する。